

全建事発第 019 号  
令和 3 年 5 月 6 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を  
踏まえた工事及び業務の対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 4 月 23 日に、1 都 2 府 1 県（東京都、京都府、大阪府、兵庫県）を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われました。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域について、緊急事態措置を実施すべき区域とされた都府県を除き、新たに愛媛県を追加した 7 県に変更する公示がなされたところです。

これを踏まえ、国土交通省より、施工中の工事における感染拡大防止対策の更なる徹底等について、別添 1 及び 2 のとおり通知がありました。

また、標記にかかる地方整備局等、地方公共団体及び民間発注者団体宛の通知も参考添付されていますので、併せて、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- 別添 1 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべきすべき区域の変更（令和 3 年 4 月 23 日）に伴う工事及び業務の対応について

(担当) 事業部 堤  
TEL 03-3551-9396  
FAX 03-3555-3218  
メール jigyo@zenken-net.or.jp